

「PAG／Point AD Game」審決取消事件

【事件の概要】

「PAG／Point AD Game (ロゴ)」と「PAG」が非類似と判断された。

【事件の表示、出典】

H23. 10. 24知財高裁 平成23年(行ケ)第10093号事件
知的財産裁判例集HP

【参照条文】

商標法4条1項11号

【キーワード】

称呼類似

1. 特許庁における手続の経緯

原告は、本願商標について商標登録出願をしたが、平成21年12月8日付けで拒絶査定を受け、平成22年3月10日、同査定に対する不服の審判(不服2010-6516号事件)を請求した。特許庁は、平成23年1月25日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決(以下「本件審決」という。)をし、その謄本は同年2月16日に原告に送達された。

本件審決の理由は、要するに、本願商標と引用商標とは、「パグ」又は「ピーエージャー」の称呼を共通にする類似の商標であり、本願商標の指定商品中、携帯電話用ゲームソフトウェア及びコンピュータゲームソフトウェアは、引用商標の指定商品中、電子応用機械器具及びその部品に含まれるものであり、取引の実情等において、出所の混同を生ずるおそれがないとみるべき特別の事情が存在するものとも認められないから、本願商標は、商標法4条1項11号により商標登録を受けることができない、というものである。

《本願商標》

出願番号：商願2009-42622号



商標：

指定役務：第9類「携帯電話用ゲームソフトウェア」他

《引用商標》

登録番号：第2713981号

商標：PAG

指定役務：第9類「電子応用機械器具及びその部品」他（ただし、平成23年6月28日に商標登録を取り消す旨の審決がされた。）

2. 裁判所の判断

本願商標と引用商標が類似するとした本件審決の認定判断には誤りがあると判断する。その理由は、以下のとおりである。

1) 本願商標の特徴（出所識別標識として印象を与える部分）

ア) 本願商標の外観

本願商標は、上下二段の文字、符号及び図形からなる。上段の「PAG」の欧文字及び「！」の符号は、外側が淡く細く、内側が濃く太く、濃淡二重の青い縁取りによって袋文字風にデザインされて横書きされ、「G」と「！」との間の上部に動物の足跡を模したオレンジ色の図形が描かれている。このうち、左側に配置された「P」の文字は、直線のみから構成され、欧文字「A」を左斜めに倒したような、デザインの施された独特の字体が用いられている。「PAG！」の文字と足跡状の図形は、濃淡二重の青い縁取りが、一体的に施され、全体がまとまった印象を与えている。また、「P」の文字及び「！」の符号は、「A」、「G」の文字に比して大きく描かれており、上段の「P」の文字、足跡状の図形、「！」の符号は高さが揃い、中央の「A」、「G」の文字と比較して2倍の高さで描かれている。「P」の文字及び「！」の符号の外側の輪郭線は、上方から下方に向けて、内側に狭まるよう表記されている。さらに、上記図形は、爪状部と掌状部に区別されるが、掌状部には、左側には青色の点が1つ、同右側に菱形状に青色の点が4つ描かれており、テレビゲーム等のコントローラを模しているようなデザインが施されている。そして、下段には、「Point AD Game」の欧文字が青色で横書きされている。「Point AD Game」の文字は、上段の「PAG」の文字及び「！」の符号に比べて、小さく表記されている。

以上によれば、本願商標の外観は、上段の「P」「A」「G」の文字、「！」の符号、足跡状の図形及び下段の「Point AD Game」のすべてが、青色の輪郭線又は塗りつぶされた文字で表記され、全体として、まとまりのある一体的な図形として描かれていること、上段の「PAG」の文字は、下段の「Point AD Game」の頭文字であることが想起されること、足跡状の図形

がオレンジ色に塗りつぶされ、文字及び記号に囲まれた中で、生き生きとした印象を与えていること等に照らすならば、これに接した取引者、需要者は、それぞれの構成が相互に深く関連する、一体的な図形であると認識、理解するものと解される。したがって、本願商標において、「PAG」の文字部分のみが、商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与える部分と認めることはできず、「PAG」の文字部分のみを本件商標の特徴部分とすることはできない。

イ) 本願商標の称呼・観念

本願商標のうち、文字部分からは、「ピーエージャー、ポイントエーデーゲーム」、「ピーエージャー、ポイントアドゲーム」、「パグ、ポイントエーデーゲーム」、「パグ、ポイントアドゲーム」、「ピーエージャー」、「パグ」などの称呼が生じる余地があり得る。

本願商標のうち「PAG」の文字部分は、下段の「Point AD Game」の頭文字であると連想させるが、必ずしも格別の観念は生じることはない。本願商標のうち、「Point AD Game」の文字部分からは、同文字は、必ずしも成熟した語とまではいえないことから、確定的な観念が生じるか否かはさておき、何らかの点数や広告等に関連するゲームないしゲーム機を連想させる余地がある。

本願商標のうち、図形部分からは、動物の足跡と連想させる余地がある。

2) 引用商標の特徴及び本願商標との類否判断

ア) 引用商標について

引用商標は、「PAG」の欧文字を横書きした外観を有し、「ピーエージャー」、「パグ」などの称呼が生じる余地があるものの、格別の観念は生じない。

イ) 本願商標と引用商標との対比

本願商標は、上記のとおり、その外観は、「P」「A」「G」の文字、「！」の符号、足跡状の図形及び下段の「Point AD Game」のすべてが、青色の輪郭線又は塗りつぶされた文字で表記され、全体として、まとまりのある一体的な図形として描かれていること、上段の「PAG」の欧文字及び「！」の符号は、袋文字風にデザインされて横書きされ、このうち「P」の文字は、直線のみから構成され、欧文字「A」を左斜めに倒したような独特の字体が用いられていること、上段の「PAG」の文字は、下段の「Point AD Game」の頭文字であることが想起されること、足跡状の図形がオレンジ色に塗りつぶされ、アクセントをつけていること等の特徴があるのに対し、引用商標は、「PAG」の欧文字を横書きしたものであり、両商標は、外観において、相違する。

本願商標は、「ピーエージー、ポイントエーデーゲーム」、「ピーエージー、ポイントアドゲーム」、「パグ、ポイントエーデーゲーム」、「パグ、ポイントアドゲーム」、「ピーエージー」などの称呼が生じ得るのに対して、引用商標は、「ピーエージ」、「パグ」の称呼を生じる余地がある。本願商標は、さまざまな称呼が生じる余地があること、引用商標は、何らの観念も生じず、確定的な称呼が生じるとはいいがたいことに照らすと、両商標は、称呼において、類似するとはいえない。

本願商標は、「P o i n t A D G a m e」の文字部分からは、何らかの点数や広告等に関連するゲームないしゲーム機を連想させる余地があり、図形部分からは、動物の足跡と連想させる余地があるのに対し、引用商標は、何らの観念を生じないから、両商標は、観念において、類似するとはいえない。

ウ) 取引の実情等

①原告は、そのウェブサイト上で本願商標を使用しており、本願商標が付された商品ないしサービスについて、「広告とポイントバックを連動させたアドバゲーム（ポイントアドゲーム）」などと説明していること、②引用商標の商標権者であるキャタピラー社は、主にブルドーザや油圧ショベルなどの建設機械を製造、販売する会社であること、③キャタピラー社の前身であるキャタピラー三菱株式会社は、昭和57年ころ、生産分析サービスに「PAG」との名称を付していたこと、④原告は、平成23年3月9日付けで、引用商標につき、指定商品中、第9類「電子応用機械器具及びその部品」について、キャタピラー社を被請求人として、商標法50条1項に基づく不使用取消審判を請求し、これに対し、特許庁は、同年6月28日、引用商標につき、上記指定商品について、登録を取り消すとの審決をしたこと、が認められる。

以上によれば、引用商標の上記不使用取消審決が直ちに本件審決を違法にするものではないとしても、引用商標権者であるキャタピラー社は、少なくとも上記不使用取消審決に係る審判請求の予告登録の3年前から、上記指定商品に関しては、引用商標を使用していなかったことが推認され、その他の取引の実情等に照らしても、本願商標がその指定商品ないし指定役務に使用された場合に、引用商標との間で商品ないし役務の出所に誤認混同を生じさせるような事情は認められない。

エ) 小括

以上によれば、本願商標と引用商標とは外観において相違し、観念及び称呼が類似するとまではいえず、取引の実情等を考慮しても、本願商標がその指定商品ないし指定役務に使用された場合に、引用商標との間で商品ないし役務の出所に誤認混同を生じさせるおそれはないから、両商標は、類似しない。

3. 検討

本願商標において、「PAG」の文字部分のみを本件商標の特徴部分とすることできないとしつつ、「ピーエージャー」、「パグ」の称呼も生じ得ると認定したこと、更に、「ピーエージャー、ポイントエーデーゲーム」、「ピーエージャー、ポイントアドゲーム」、「パグ、ポイントエーデーゲーム」、「パグ、ポイントアドゲーム」、「ピーエージャー」などのさまざまな称呼が生じる余地があることをもって称呼の類似性を否定したことは、一般的な類否判断の手法とは大きく異なる。

このような判断がされたことには、引用商標が不使用であったことが影響していると思われるが、そうであれば、査定・審決後であっても不使用取消審判を請求することに事実上の意義はあると言える。

(弁理士 土生 真之)